

益子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	24,804	7,277,581	166,677	1,336,255	18.4	18.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	136	558,857 (523,576)	71,234 (70,040)	193,694 (188,721)	823,785 (782,337)	6,057 (5,752)	5,508

(注)1 特別会計(公共下水道事業特別会計(2人)、農業集落排水事業特別会計(1人)、国民健康保険特別会計(5人)、老人保健特別会計(1人)および介護保険特別会計(6人)に係る職員数ならびに給与費は含まれていない。また、町長・副町長・教育長の給与費も含まれていない。

2 「職員手当」には退職手当は含まれていない。

3 「職員数」は平成22年4月1日現在の一般職員数である。

4 「給与費」および「一人当たりの給与費」について、地方財政状況調査に基づくため一般職員ではない臨時職員(25人)の給与も含まれている。そのため、一般職員136人における「給与費」および「一人当たりの給与費」を()書きとした。

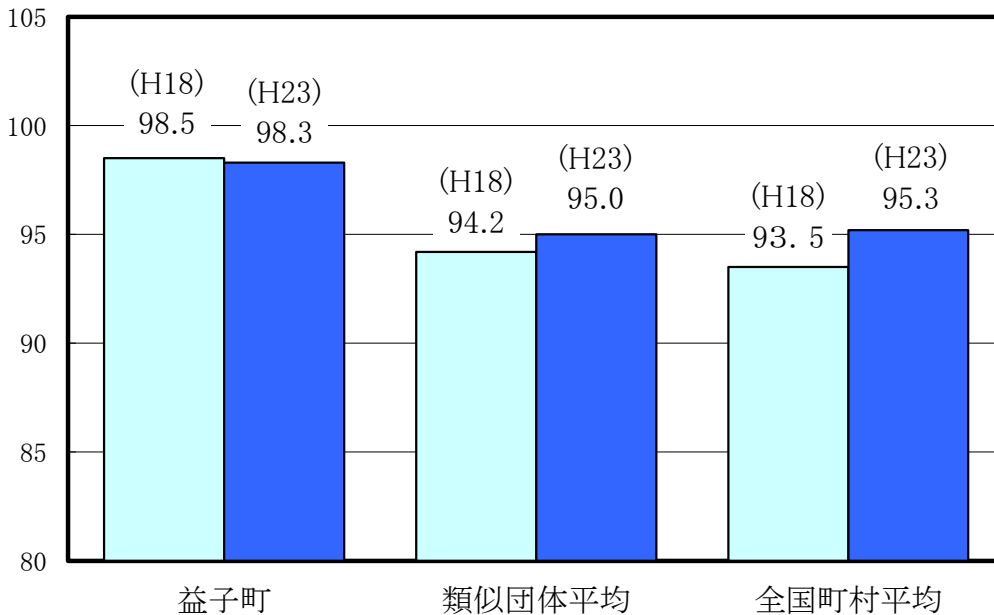
5 「類似団体平均一人当たり給与費」とは、人口規模、産業構造が類似している団体の給与費を単純平均したものである。

(3) 特記事項

○平成19年度から管理職手当の支給を定率制から定額制とし、当分の間支給額の抑制を行っている。

課長:27,000円、課長補佐:21,800円 (本来の支給額 課長:49,900円、課長補佐:39,700円)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注)1 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況（平成23年度）

益子町では人事委員会を設置していないため、人事院の勧告に準じた給与改定を行っている。

①月例給 平均△0.23%(国も同じ)

②特別給(期末勤勉手当) 3.95月(据え置き、国も同じ)

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600
	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 上段：平成23年給与改定前の金額、下段：平成23年給与改定後の金額

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
益子町	42.2 歳	323,200 円	358,720 円	338,750 円
栃木県	44.1 歳	334,759 円	413,074 円	366,372 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
類似団体	43.1 歳	319,482 円	379,417 円	346,821 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
益子町	51.9 歳	12 人	305,900 円	323,425 円	313,650 円	—	— 歳	— 円	—
うち学校給食員	47.8 歳	4 人	295,600 円	307,600 円	298,850 円	調理士	42.9 歳	260,400 円	1.18
うち用務員	54.5 歳	3 人	320,300 円	329,633 円	324,633 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.57
うち自動車運転手	51.8 歳	2 人	304,300 円	362,100 円	337,800 円	自家用自動車運転者	56.3 歳	258,800 円	1.40
うちその他	54.9 歳	3 人	306,300 円	312,300 円	306,300 円	—	— 歳	— 円	—
栃木県	48.7 歳	402 人	321,723 円	372,610 円	348,203 円	—	— 歳	— 円	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	— 円	321,662 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	49.7 歳	19 人	274,304 円	295,456 円	285,185 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
益子町	5,144,300 円	— 円	—
うち学校給食員	4,866,400 円	3,461,400 円	1.41
うち用務員	5,274,696 円	2,943,200 円	1.79
うち自動車運転手	5,694,200 円	3,289,600 円	1.73
うちその他	4,968,100 円	— 円	—

(注)1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの4月に支給されたすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース(給料+扶養手当+住居手当+管理職手当。なお、益子町では支給していない地域手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤勤務手当および初任給調整手当も加算の対象となっている)で再計算したものである。

4 「平均年齢」は、10進法による表記である。

5 技能労務職の表における注意点

①民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成20～22年の3カ年の平均)。

②技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額(A)および(B)を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		益子町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	140,100 円	—
	中学卒	129,200 円	129,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	242,925 円	305,333 円	362,467 円
	高校卒	— 円	— 円	300,560 円
技能労務職	高校卒	— 円	* 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

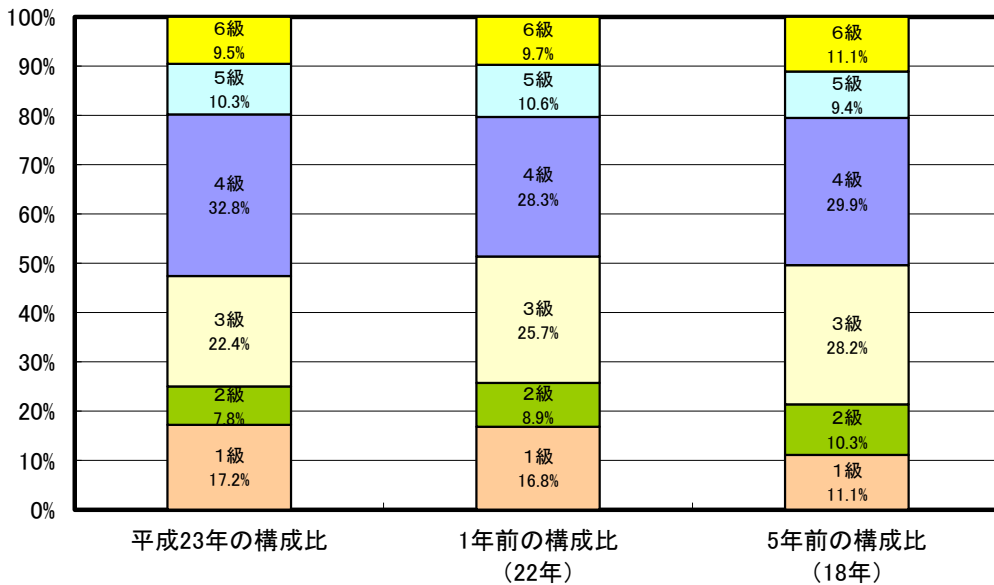
- (注)1 近似のデータがない場合は「ハイフン(-)」、該当者が1~2人となるデータについてはアスタリスク(*)としている。
 2 一般行政職(大学卒)において「経験年数20年」の職員は経験年数19年および20年の平均値となっている。
 3 一般行政職(高校卒)において「経験年数20年」の職員は経験年数19年の平均値となっている。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
6級	課長・室長・主幹	11	9.5
5級	主幹・課長補佐・室長補佐	12	10.3
4級	副主幹・係長・主査	38	32.8
3級	係長・主査・主任	26	22.4
2級	主任	9	7.8
1級	主事・技師・主事補・技師補	20	17.2
合計		116	100

- (注)1 益子町一般職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による、地方公務員給与実態調査でいうところの一般行政職員のための職員数である。
 2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している(旧給料表の1級および2級、ならびに4級および5級をそれぞれ統合)。

平成18年度から	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成17年度以前	1級	2級	3級	4級	5級	6級

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

益子町では、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、平成13年4月に「益子町職員勤務評定要綱」を定めた。職員の能力開発、指導育成、人事考課および昇給などに主眼をおき運用してきた。平成18年度の給与構造改革では昇給・勤勉手当に勤務実績を反映するよう求めているところから、これまでの勤務評定制度を発展させた新たな勤務評定制度を平成20年度から運用開始した。平成20年度については試行期間とし、昇給への反映は本格運用となる平成21年度評価から反映している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

益子町	栃木県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,316 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,611 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

益子町では、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、平成13年4月に「益子町職員勤務評定要綱」を定めた。職員の能力開発、指導育成、人事考課および昇給などに主眼をおき運用してきたところから、勤勉手当には反映させていなかった。平成18年度の給与構造改革では昇給・勤勉手当に勤務実績を反映するよう求めているところから、これまでの勤務評定制度を発展させた新たな勤務評定制度を平成20年度から運用開始した。なお、勤務評定期（1～2月）と勤勉手当支給月（6・12月）にタイムラグがあることから、勤勉手当への反映についてはさらに検討していく。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

益子町	栃木県	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 ○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) ○退職時特別昇給 なし ○1人当たり平均支給額 * 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 ○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) ○1人当たり平均支給額(教育・警察職以外) 863 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 ○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) 27,351 千円

(注) 1 退職手当の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 該当者が1～2人となるデータについてはアスタリスク(*)としている(平成22年度退職者:定年2人、自己都合1人)。

(3) 地域手当

益子町では、地域手当の支給対象地域ではないため支給実績なし。

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績(平成22年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)	0 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する作業に従事した職員	感染症の予防業務	日額 1,000円
	行旅病等死体収容に従事した職員	死体収容業務	1体 3,000円
	町税の賦課および徴収に関する事務に従事した職員(現在は支給を凍結中)	税務事務	1月 1,500円

(注) 上記3つの特殊勤務手当については、平成22年度の支給実績なし。

(5) 時間外勤務手当

区分	22年度決算額	21年度決算額	20年度決算額
支給実績	23,694 千円	17,038 千円	19,409 千円
職員1人当たり平均支給年額	187 千円	131 千円	153 千円

(注) 平成22年度は、東日本大震災対応に伴い時間外勤務手当の支給が増加した。

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	○配偶者がいる場合 ・扶養親族である配偶者 13,000円 ・子、父母など 扶養親族1人につき 6,500円 ○配偶者がいない場合 ・扶養親族1人目 11,000円 ・2人目以降 6,500円 ○加算措置 ・満16歳到達年度の4月から満22歳到達後の3月までの子1人につき、5,000円を加算	同		14,018 千円	222,507 円
住居手当	○借家の場合 ・家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・家賃23,000超～55,000円未満 (家賃額－23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同		3,674 千円	262,414 円
通勤手当	通勤距離(片道2km以上)区分に応じ支給 3,000～21,000円 など	異	距離区分	10,171 千円	78,235 円
管理職手当	管理職員(課長・課長補佐級)に対し支給(平成19年度から定額支給とし、当分の間、支給額を抑制) ・課長 :49,900円 → 27,000円 ・主幹 :45,700円 → 22,900円 ・課長補佐:39,700円 → 21,800円	同		7,272 千円	290,864 円
管理職員特別勤務手当	週休日等の緊急必要時等における勤務に対し支給 5,000～6,000円	同		457 千円	18,260 円
日直手当	週休日等における日直勤務に対し支給 4,200円(年未年始 8,400円)	同		1,235 千円	11,988 円

6 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	町長	675,000 (727,000) 円	880,000 円 / 359,000 円
	副町長	549,000 (591,000) 円	716,000 円 / 461,000 円
報酬	議長	350,000 () 円	445,000 円 / 275,000 円
	副議長	290,000 () 円	372,000 円 / 213,300 円
	議員	255,000 () 円	340,000 円 / 192,600 円
期末手当	町長	(22年度支給割合)	
	副町長	2.95 月分	
	議長	(22年度支給割合)	
	副議長 議員	3.10 月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×在職月数×42/100	13,608,000 円 任期毎
	備考	給料月額×在職月数×25/100	6,588,000 円 任期毎

(注)1 特別職における給料および報酬について、平成17年4月1日から支給の抑制措置を行っている。給料および報酬の()内は、抑制措置を行う前の条例上の支給金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

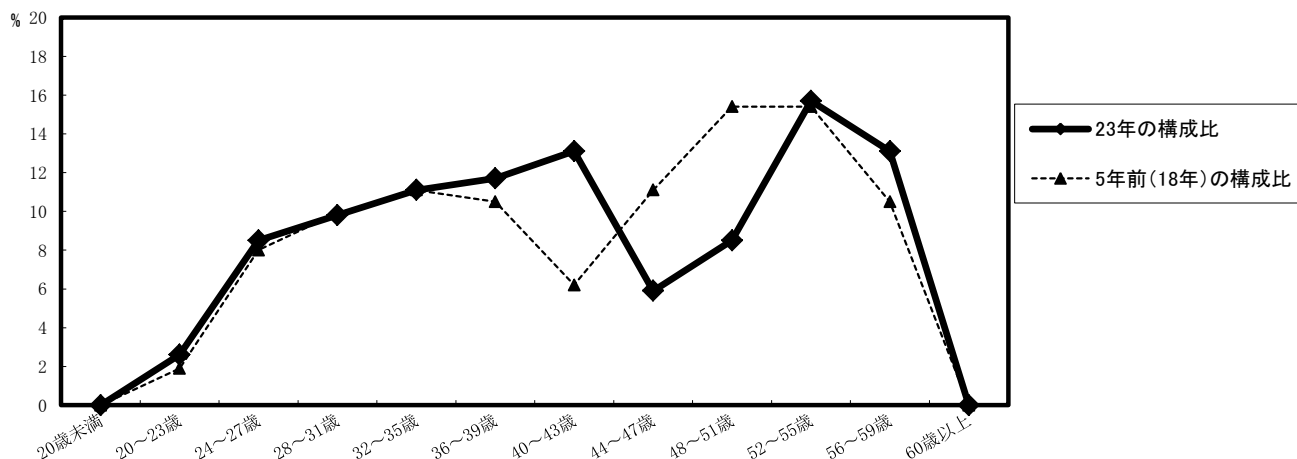
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成23年	平成22年		
普通会計部門	議会	3	3	0	東日本大震災対応に伴う増
	総務	31	28	3	
	一 税務	13	13	0	
	般 農林水産	14	14	0	
	行政 商工	7	7	0	
普通会計部門	土木	10	10	0	
	民生	12	12	0	
普通会計部門	衛生	16	16	0	
	計	106	103	3	参考 人口1万人当たりの職員数 42.74 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 64.79 人)
普通会計部門	教育部門	32	34	-2	運転手・学校用務員業務の退職者不補充(臨時職員化)に伴う減
	小計	138	137	1	参考 人口1万人当たりの職員数 55.64 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 82.45 人)
公営企業等会計部門	下水道	2	3	-1	欠員不補充 後期高齢者広域連合派遣に伴う増
	その他	14	13	1	
公営企業等会計部門	小計	16	16	0	
合計		154 [205]	153 [205]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 62.09 人

(注)1 「職員数」は地方公共団体定員管理調査に基づくものであるため、一般職に属する教育長が含まれている。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 「人口1万人当たりの職員数」の基礎となる人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口(24,804人)である。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 5 23歳	24歳 5 27歳	28歳 5 31歳	32歳 5 35歳	36歳 5 39歳	40歳 5 43歳	44歳 5 47歳	48歳 5 51歳	52歳 5 55歳	56歳 5 59歳	60歳以上	計
23年	人	人 4	人 13	人 15	人 17	人 18	人 20	人 9	人 13	人 24	人 20	人	人 153
5年前(18年)	人	人 3	人 13	人 16	人 18	人 17	人 10	人 18	人 25	人 25	人 17	人	人 162

(注) この表における職員数は、教育長および派遣職員を除いた一般職員数となっている。

(3) 職員数の推移

部門別	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	17年からの増減数(率)
一般行政	107	103	101	100	103	103	106	▲ 1 ▲ 0.9%
教育	46	42	40	37	36	34	32	▲ 14 ▲ 30.4%
公営企業等会計	16	18	16	16	17	16	16	0 0%
総合計	169	163	157	153	156	153	154	▲ 15 ▲ 8.9%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数で、教育長は含む。